

令和7年度 草津市立少年センター運営委員会 会議録

■日 時：令和7年9月4日(木) 14時00分～15時30分

■場 所：キラリエ草津303会議室

■委 員：

下鶴 大志郎（草津警察署生活安全課課長）
山口 由紀子（草津市青少年育成市民会議副会長）
平岡 典子（草津市少年補導委員会本部役員（会計））
中村 敏枝（草津市更生保護女性会会長）
奥村 昌子（草津市民生委員児童委員協議会児童福祉部会部会長）
高岡 由喜晃（草津保護区草津支部保護司会会長）〈委員長〉
政川 純子（草津市BBS会会長）
佐藤 恵子（草津市まちづくり協議会連合会志津南学区まちづくり協議会副会長）
山本 勇紀（草津公共職業安定所統括職業指導官）
成田 陽子（草津市小学校長会代表笠縫東小学校長）
奥村 真美（草津市中学校長会代表玉川中学校長）〈副委員長〉
横井 和暢（草津市内高等学校代表草津東高等学校長）
窪田 美幸（公募委員）
末岡 理恵（公募委員）
北川 友美（公募委員）

■欠 席： 奥村昌子委員・政川純子委員

■事務局：

徳地 智子（こども家庭若者課長）・吉田 万里（草津市立少年センター所長）
辻 由紀（専門員）・中瀬 悟嗣（無職少年対策指導員）
姫野 健（青少年支援員）・小寺 秀樹（青少年支援コーディネーター）
中井 正栄（青少年育成推進員）・住吉 厚志（青少年育成推進員）

■傍聴者：無

■会議での発言

【事務局】ただ今より令和7年度草津市立少年センター運営委員会を開会します。まず、少年センター所長より御挨拶いたします。

【所 長】 <挨拶>

【事務局】本日は委員15名のうち、13名の委員に出席いただいています。半数以上の出席ですので、この会議は成立しています。委員の委嘱期間は、令和7年9月1日か

ら令和9年8月31日までの2年間です。次に、本運営委員会は草津市市民参加条例により、市民の方に会議を公開することになっていますが、現時点で傍聴者の方はありません。また、会議録も市のホームページに公開させていただきますことを御了承願います。

＜資料の確認＞

＜自己紹介＞

【事務局】本会を進めるにあたり、少年センター条例施行規則第9条の規定により、本会に委員長、副委員長を置くこと、ならびに委員の互選により定めることとなっております。どのように選出させていただいたらよろしいでしょうか。

【委員】＜事務局一任の声＞

【事務局】事務局としては、委員長に草津支部保護司会の高岡由喜晃様に、副委員長に市内中学校長会の奥村真美様にお願いしたいと思います。御承認いただけますか。

【委員】＜異議なしの声＞

【事務局】それでは委員長を高岡様、副委員長を奥村様にお願いいたします。お二人に御挨拶をお願いします。

【委員長】【副委員長】＜挨拶＞

【事務局】これからの進行につきましては、草津市立少年センター条例施行規則第10条の規定にもとづきまして、委員長に議長をお願いします。

【議長】それでは議事に入ります。まず、草津警察署管内の少年非行の現状について草津警察署より説明をお願いします。

【草津警察署】＜資料に基づき説明＞

【議長】今の説明に何かご質問はございますか。

＜質問等なし＞

【議長】続きまして、少年センターの業務および活動計画について事務局より説明をお願いします。

【事務局】 <令和7年度少年センターの業務および活動計画についてパワーポイント資料を使用し各担当から説明>

【議長】事務局の説明について何かご質問はございますか。
<質問なし>

【議長】協議に移りたいと思います。これまでの報告や説明も含めて、少年センターの業務について、皆さまからご意見をいただければありがたいと思います。忌憚のないご意見をお願いします。

【委員】小学校のPTA会長をはじめ、その役員をこどもとの関わりで何年も続けていますが、保護者同士のつながりをどう作っていけばよいか、難しく感じたことがありました。そんな中、保護者ではない地域の方にお世話になり助けていただきました。今日も地域にある少年センターとこども達のつながりや青少年育成市民会議との連携のことを知り、大変勉強になりました。持ち帰って活用できることを実践したいと思います。

【委員】就労体験協力企業の中で、昨年度実際に体験した数はどれくらいでしたか。

【事務局】昨年度は、いませんでした。今年は、現在1名がお世話になっています。センターで支援する無職少年は、年間でも数人で、さらに就労体験を希望する少年となるとわずかの数になります。しかし、企業への協力依頼をする時には、無職少年を支援してくれる企業がたくさんあることを広く広報したい旨を伝えています。

【委員】自分には、どんな仕事に向いているのか分からない少年がいます。そんな少年たちには、ジョブパーク内のサポートステーションと連携し、就労体験をしてもらっています。接客や販売はイメージしやすいが、工場での仕事はイメージしにくい。イメージしてもらうことが大切です。

【議長】18歳以降は、支援しにくいということですが、補足説明をお願いします。

【事務局】青少年を支援する多くの機関は原則18歳までが支援の対象となっているため、18歳を超えると当センターが連携する支援先が、極端に少なくなってしまうことが理由です。あずくるでは20歳まで支援していますが、18歳までなら家庭児童相談室等と連携し、家での様子を見てもらうなど個々の少年に見合った丁寧な支援が

できます。しかし、その年齢を過ぎると、あすくるが連携できる機関が少なくなり、少年があすくるを訪ねてこなくなれば、どうすることもできなくなってしまうのが現状です。成人年齢を超えた少年に対する支援、情報共有先が見つからないことに苦慮しています。

【委員】18歳という年齢の区切りがあることは仕方のないことなので、とても難しいところだと思います。相談する側は、暗いトンネル内にいる状態で、藁にも縋る思いでしょう。支える地域や社会が、青少年への理解がある状態を作り出し、つながっていきけるようにすることが大切だと思います。

【議長】甲西の方に夜間中学校や草津に通信制の高校などができています。その点については、どうでしょうか。

【委員】教職に就いて長くなります。30年ほど前は、中退した子が無職少年となっていました。しかし、今は居住地が遠くても通信制の高校に入学し、高卒の資格が得られるため、無職少年はほぼいなくなっているという感じです。どこにも居場所のない少年もいるかもしれませんが、通信制に行っているという少年が増えていることは、少し安心できるのではないのでしょうか。昔の状況とは変わってきていると思います。

【委員】小学生と中学生の子がいます。通信制など色々なタイプの高校ができ、選択肢が広がっていい時代になってきていると思います。本日、この場でいろいろな話が聞けたので、帰って中学生の子と今日の話をしてみたいと思います。

【議長】小学生の状況はどうでしょうか？

【委員】最近は、景気が悪くなり格差が生じていると感じます。兄弟姉妹の多い子どもに、将来の夢について聞くと、「高校へは行かないで、働くと決めている」と言う子がいました。ケーキ屋さんや電車の運転手になりたいと言うのではなく、現実を見据えた子がいることは悲しいことです。様々な背景があるとは思いますが、将来の夢や希望を子どもらしく言えない子がいるならば、おとなとして考えていかなければいけません。様々な職業があり、その体験ができること、得意なことを見つけ、夢や希望が持てるような学校での学習がすすめられるとよいと思います。

【議長】中学生の状況はどうでしょうか？

【委員】中3対象の全国学力学習状況調査には、教科に関すること以外の質問が60～7

0項目あります。その中に「将来の夢・目標はありますか」という質問があり、肯定的な回答の目標数値を8割としていますが、実際には6～7割と低くなっています。明るい展望を持てていない状況が続いていると感じています。

中学校には、子どもたちに明るい将来の夢が描くことができるように、様々な体験活動があります。例えば、市の事業で、2年前から中1を対象に近隣の大学の学生と交流し、様々な体験談を話してもらっています。また、県の事業では、中2対象で5日間の勤労体験をする機会があり、大変有意義な経験をしています。

最近では、万博が開催され、県内で国スポ・障スポが開かれます。学校では、それらの催し物への参加は、家族と行く場合は欠席扱いとしないことになっています。実際に、万博へは毎日誰かが参加しているという状況です。こういった経験をもとに夢や目標を広げていってくれるよう、学校としても後押ししていきたいと思っています。

【議長】たくさんの貴重なご意見をありがとうございました。いただきましたご意見を今後の少年センターの運営に活かしていただき、草津市の青少年健全育成および非行防止の取組を推進されますよう期待いたします。

＜議長解任＞

【事務局】高岡委員長様、ありがとうございました。閉会にあたり、副委員長様よりご挨拶をいただきます。

【副委員長】 ＜挨拶＞

【事務局】以上で、令和7年度少年センター運営委員会を終了いたします。本日はありがとうございました。